第2回医道審議会医師分科会 医師臨床研修部会 令和2年9月4日

資料3

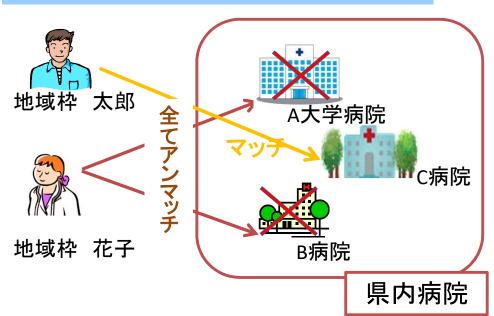
地域医療重点プログラムの運用について

地域枠とマッチング

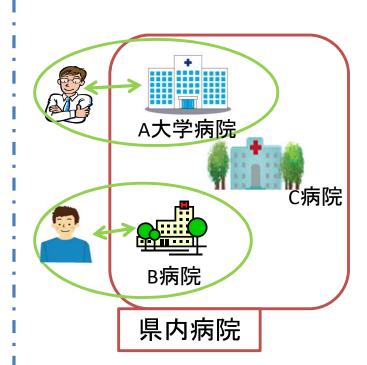
平成30年度 第3回 医師臨床研修部会 資料2

- 〇 現行では、地域枠や地元出身者とそれ以外の者が同時にマッチングを実施するため、 地域枠の医師が、診療義務が課せられた地域での希望病院にマッチできない可能性がある。
- 現行では<u>地域枠学生も、マッチングに参加</u>して臨床研修を行う病院を決定。
 - (一般枠学生と同様の扱い)
 - ※例外: 自治医科大学と防衛医科大学校
 - ・マッチングに参加せず、研修を行う病院を個別に調整して決定

マッチング(現行)



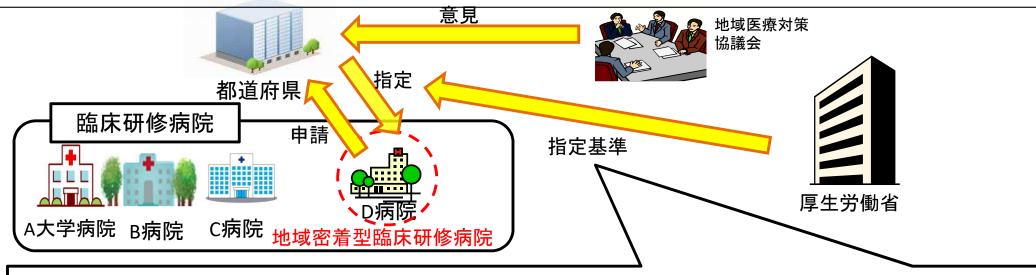
学生	マッチング結果	進路
太郎	指定された研修病院 にマッチ	・マッチしたC病院へ
花子	指定された研修病院 にアンマッチ	-2次募集等



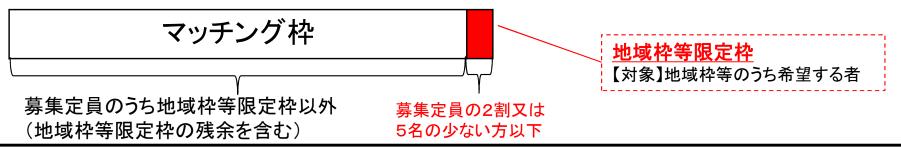
※自治医科大学、防衛医科 大学校が対象 (マッチング前に病院を決定)

地域医療重点プログラム

- 現行では、地域枠等の学生とそれ以外の者が同時にマッチングを実施するため、地域枠等の学生が、従事要件が課せられた地域での希望 病院にマッチできない可能性がある。
- 平成30年の医師臨床研修部会報告書を踏まえ、<u>令和4年度より、地域枠等の学生に対して、一般のマッチングに先行して選考を行う、地域医療重点プログラムを設ける。</u>



- ・ 地域医療に従事することを重視する研修医を対象とした研修プログラム(以下「**地域医療重点プログラム**」という。)を設けることができること。
- ・ <u>医師少数区域における地域医療の研修期間が12週以上であり、臨床研修終了後も総合的な診療の研修が受けられる体制であること、地域医療の実践について指導できる指導医が配置</u>されること。
- ・ 地域医療重点プログラムの研修医の募集及び採用の決定は、<u>当該病院の募集定員の2割又は5名の少ない方の定員分は</u>、当該都道府県において臨床研修期間中に従事要件等が課されている者を対象として、医師臨床研修マッチング協議会が実施する医師臨床研修マッチング前に行うことができること。
- ・ 当該都道府県内の地域枠等限定選考できる募集定員の合計は、<u>当該都道府県において臨床研修中に従事要件等が課されている者の2割以内</u> とすること。 (省令施行通知(平成31年3月29日医政発0329第23号)※地域密着型臨床研修病院の関係部分より)



追加で検討が必要な事項について

対象となる学生について

- 〇省令施行通知※では、「当該都道府県において臨床研修期間中に従事要件等が課されている者」を対象としているが、 奨学金の貸与元や従事要件についての具体的な条件については規定がされていない。
- 〇令和2年8月31日の医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会において、令和4年度以降の医学部定員における地域枠の整理がなされ、臨床研修等の医師養成課程に係る制度においても、その定義が活用することとされた。
- 〇一方で、令和3年度以前に入学した医師については、様々な条件を持つ制度が混在していることから、「都道府県が奨学金を貸与し、かつ医師少数区域等での従事要件が課されている医師」を対象とすることとされた。
- 〇以上を踏まえ、当面の間、「都道府県が奨学金を貸与し、かつ医師少数区域等での従事要件が課されており、地域医療対策協議会が地域医療重点プログラムで選考を行う必要性を認めた者」を対象としてはどうか。

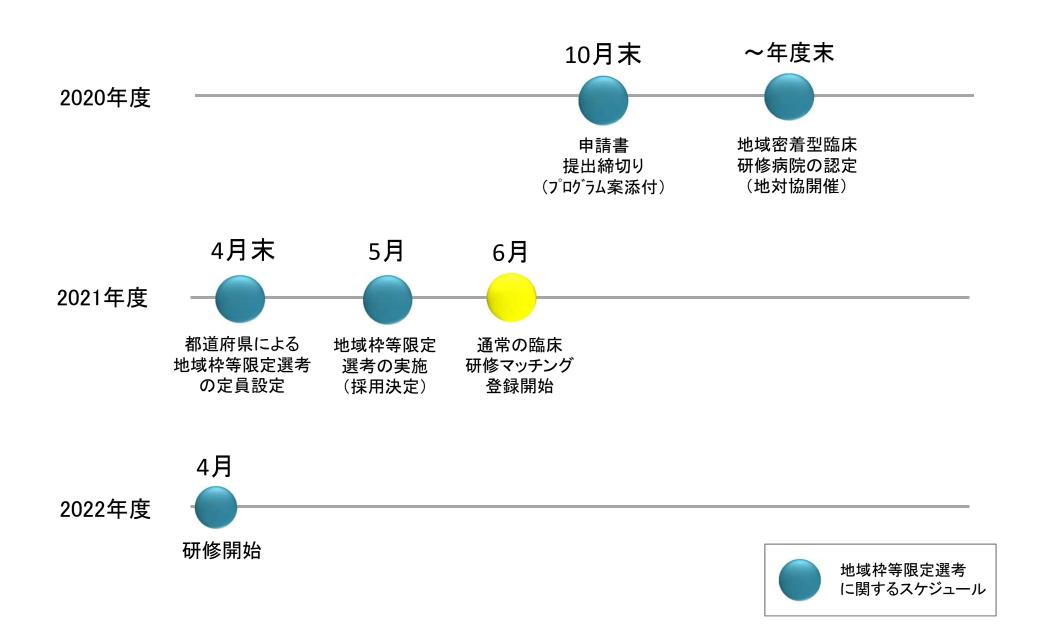
地域医療研修の場所について

- 〇省令施行通知※では、「**医師少数区域**における地域医療の研修期間が12週以上」とされている。
- ○地域医療研修を行う場所として、当該都道府県内に医師少数区域がない都道府県においては、**都道府県が定める「医 師少数スポット」における研修も認めることとしてはどうか**。
- ※本プログラムの定員は、当該都道府県の総定員の内数のため、この変更により、当該都道府県の定員が増えることはない。

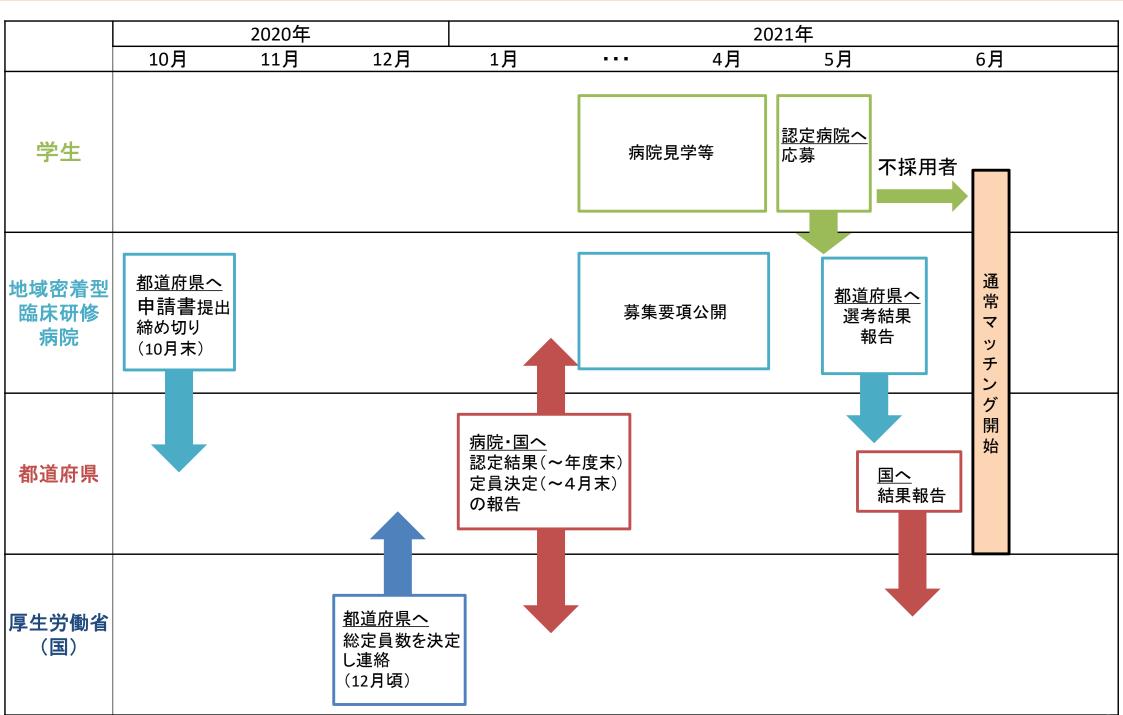
今後の検証について

- 〇平成30年の医師臨床研修部会報告書において、「地域枠だけを特別扱いすると適正な競争が行われない」などの意見があったことから、定員の上限設定等の要件が定められた。
- 〇今後、プログラムの整備状況、選考の状況を検証し、定員設定の方法や地域医療研修の期間を3か月以上としていることを含め、地域重点プログラムの各要件について引き続き議論を行うべきではないか。
- ※医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(医政発第0612004号 平成15年6月12日(一部改正 令和2年3月30日))

地域医療重点プログラムの採用イメージ (2022年度研修開始分)



地域医療重点プログラム採用プロセス(案)



参考資料

地域密着型臨床研修病院における地域枠等限定選考について

平成30年度 第3回 医師臨床研修部会 資料2

医師臨床研修部会報告書(平成30年3月30日) ※地域枠への対応(抜粋)

- 4 地域医療の安定的確保について
 - (2)地域枠への対応
- 研修医に対するアンケートの結果を見ると、出身地や大学所在地と異なる都道府県で臨床研修を行うと、出身地や 大学所在地への定着率が大きく低下する傾向が見られる。
- また、現行では地域枠学生も、一般枠学生と同様、マッチングに参加して臨床研修を行う病院を決定しているため、 現行のマッチングの仕組みでは、地域枠の医師が、診療義務が課せられた地域で勤務できない可能性がある。
- 〇 なお、自治医科大学と防衛医科大学校の学生は、マッチングに参加せず、研修を行う病院を個別に調整して決定している。
- このような状況を踏まえ、研修医が臨床研修終了後に出身地や出身大学の都道府県に定着することを促し、<u>地域</u> <u>枠の医師が診療義務を課せられた地域で適切に勤務できるよう</u>、地域枠や地元出身者等に対する臨床研修の選考 については、地域枠の一定割合を上限としつつ、一般のマッチングとは分けて実施することとする。
- 〇 なお、この場合、臨床研修病院毎の選考枠については、地域医療対策協議会の意見を聴いた上で個別に判断する。
- また、<u>地域枠だけを特別扱いすると適正な競争が行われないなどの意見があったことから</u>、当面、上記の一般のマッチングとは分けて実施する選考の都道府県ごとの募集定員の合計は、<u>当該都道府県において臨床研修期間中に</u> <u>従事要件が課されている者の2割以内とするとともに、</u>当該選考は<u>地域医療を12週以上行うなど</u>地域医療に従事することを重視する研修医を対象としたプログラムを設ける病院のみで行うこととし、<u>当該病院ごとの当該選考の募集定員</u> <u>は病院全体の募集定員の2割又は5名の少ない方以下</u>とする。

地域密着型臨床研修病院における地域枠等限定選考について

省令施行通知(平成31年3月29日医政発0329第23号)※地域密着型臨床研修病院の関係部分

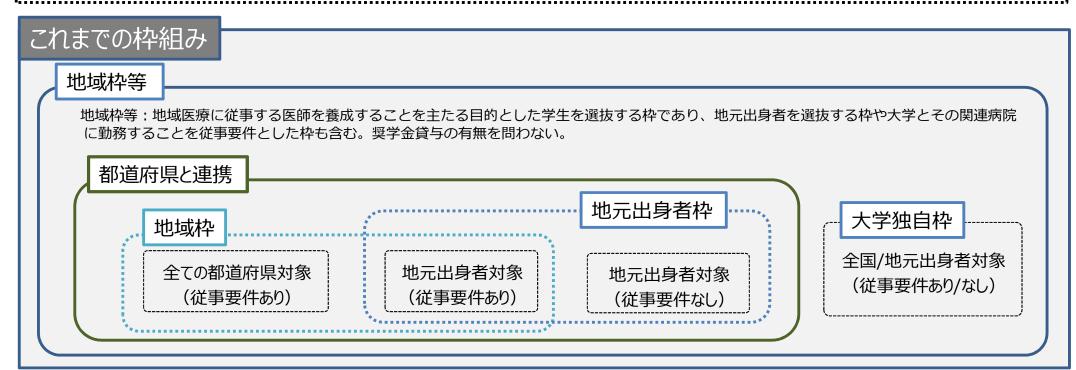
平成30年度 第3回 医師臨床研修部会 資料2

- 5 臨床研修病院の指定の基準
 - ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとった研修プログラムを有していること。
 - (キ) <u>都道府県知事が</u>次の手続きを行うことを条件に<u>認定した基幹型臨床研修病院(以下「地域密着型臨床研修病院」という</u>。)は、地域医療に従事することを重視する研修医を対象とした研修プログラム(以下「<u>地域医療重点プログラム</u>」という。)を設けることができること。
 - ① 地域密着型臨床研修病院の認定を希望する基幹型臨床研修病院の開設者は、地域医療重点プログラムの研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、申請書(様式7-1)を当該病院の所在地を管轄する都道府県知事に提出すること。
 - ② 申請書には、当該病院の地域医療重点プログラムを添付すること。
 - ③ 都道府県知事は、①の申請が適当と認める場合、当該プログラムの研修を開始しようとする年度の前々年度末までに地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、当該病院を地域密着型臨床研修病院と認定すること。
 - ④ ③の認定に当たっては、当該病院の研修体制が充実していると認められること、**医師少数区域における地域医療の研修期間が12週以上であり、臨床研修終了後も総合的な診療の研修が受けられる体制であること、地域医療の実践について指導できる指導医が配置され**、勤務体制上指導時間を十分に確保できること等が満たされていることを確認すること。
 - ⑤ 地域医療重点プログラムの研修医の募集及び採用の決定は、後述するスにかかわらず、当該病院の募集定員の2割 又は5名の少ない方の定員分は、当該都道府県において臨床研修期間中に従事要件等が課されている者を対象として、 医師臨床研修マッチング協議会が実施する医師臨床研修マッチング(以下「医師臨床研修マッチング」という。)前に行う こと(以下「地域枠等限定選考」という。)ができること。
 - ⑥ ⑤の当該都道府県内の地域枠等限定選考できる募集定員の合計は、当該都道府県において臨床研修中に従事要件 等が課されている者の2割以内とすること。
 - ⑦ 都道府県知事は、認定した地域密着型臨床研修病院が、前述④の基準に適合しなくなったときは、当該認定を取り消すことができること。
 - ⑧ 都道府県知事は、地域密着型臨床研修病院を認定したとき又は当該認定を取り消したときは、その旨を厚生労働大臣に情報提供すること。

地域枠等の枠組みの見直しについて

医療従事者の需給に関する検討会 第35回 医師需給分科会 資料5 令和2年8月31日

これまで地域枠と地元出身者枠の定義が曖昧であったため、地域枠・地元出身者枠の定義付けを下記のイメージで行ってはどうか。合わせて、「地域枠等」の呼称を廃止してはどうか。





今後の地域枠の定義(案)

医療従事者の需給に関する検討会 第35回 医師需給分科会 資料5 令和2年8月31日

- 都道府県と大学が連携して、医師本人・地域のニーズに応えるための適切な運用のため、以下の地域枠の定義、設定方法としてはどうか※1。
- 下記の条件に当てはまらない地元出身者枠や大学独自の選抜枠を設けることは可能であるが、都道府県と 連携する地域枠を優先的に設定することが望ましい。
- 本定義の運用は令和4年度の医学部定員からとしてはどうか。

	地域枠
対象	地元出身者(一定期間当該都道府県に住所を有した者)もしくは全国より選抜する。
選抜方法	別枠方式
協議の場	地域医療対策協議会で協議の上、設定する。
設定する上で 協議する事項	地域医療対策協議会において、地域枠の設定数、従事要件・キャリア形成プログラムの内容、奨学金の額、地域定着策(面接頻度、セミナー開催等)並びに前述を進めるための都道府県から大学への経済的支援、離脱要件等を協議する。
同意取得方法	志願時に、都道府県と本人・保護者もしくは法定代理人が書面同意している。
従事要件	①卒直後より当該都道府県内で9年間以上従事する ^{※2,3} 。 ②将来のキャリアアップに関する意識の向上に資する都道府県のキャリア形成プログラムに参加すること。
奨学金貸与	問わない。

- ※1 都道府県から大学に地域枠を要請する/しないに関わらず、本定義とする。
- ※2 従事要件の9年間のうち、医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間を4年間程度とし、当該医師のキャリアアップに配慮すること。
- ※3 医師の確保を特に図るべき区域とは、都道府県が医療計画に定めた医師少数区域及び医師少数スポットを指すものである。

地元出身者枠・大学独自枠について

医療従事者の需給に関する検討会 第35回 医師需給分科会 資料5 令和2年8月31日

	地元出身者枠
	2 6/6µ3/61т
対象	地元出身者(一定期間当該都道府県に住所を有した者)より選抜する。
選抜方法	問わない。
協議の場	地域医療対策協議会で協議の上、設定する。
設定する上で 協議する事項	地域医療対策協議会において、枠の設定数、従事要件・キャリア形成プログラムの内容、奨学金の額、 地域定着策(面接頻度、セミナー開催等)並びに前述を進めるための都道府県から大学への経済的 支援、離脱要件等を協議する。
同意取得方法	問わない。
従事要件	問わない。
奨学金貸与	問わない。
	大学独自枠
対象·選抜方法 ·同意取得方法 ·従事要件	問わない。
奨学金貸与	問わない。

- 医師養成課程に係る制度(臨床研修※1・専門研修※2に係る制度等)においては、この地域枠医師の定義を活用することとしてはどうか。
- 令和3年度以前に入学した医師の場合は、都道府県が把握している地域枠のうち、従前通り、都道府県が奨学金を貸与、かつ 医師少数区域等での従事要件が課されている地域枠医師を対象としてはどうか。
- ※ 1 令和3年度開始の研修における都道府県ごとの定員設定より、都道府県が奨学金を貸与している地域枠数について考慮している。 また、平成30年 度開始の研修におけるマッチングより、地域枠医師は従事要件のかかっている都道府県の病院群のみ、マッチングシステム上、選択できるようになっている。
- ※2 令和2年度開始の研修における専攻医募集では、都道府県別診療科別に設定された上限枠(シーリング枠)に達していても、都道府県が奨学金 を貸与、かつ医師少数区域等での従事要件が課され、地域医療対策協議会で必要性が認められた地域枠医師については採用可能とされた。